

日 住 協 第 5 1 7 号
平成 2 1 年 1 月 2 1 日

会 員 各 位

社団法人 日本住宅建設産業協会
専務理事 田 村 仁 人

まもりすまい保険申込時の必要書類の変更について
(工事費見積書の写しを省略)

(財)住宅保証機構より、共同住宅等の保険料の改定(平成21年1月13日以降に保険契約の申込みを受け付ける共同住宅等から保険料の算出方法が改定されました)に伴い、建築工事費を確認するための資料となっていた「工事費見積書の写し」を戸建住宅及び共同住宅ともに、保険契約申込時に添付する必要書類から省略することができるようになった旨の連絡がありましたので、お知らせいたします。

これにより、建売住宅の場合はすべて「工事費見積書の写し」は不要となりますが、注文住宅の「分離発注方式の保険契約(公共工事を除く)」において、各工事請負事業者の工事請負区分が請負契約書等で確認できない場合は、各工事請負事業者の請負根拠が分かる工事費見積書の写しを添付してください。

分離発注方式の保険契約とは、分離発注を受け部位ごとに住宅を建設する各事業者が1つの保険に連名で加入するものをいいます。

オプション契約(3000万円、4000万円、5000万円)の場合、「工事費見積書の写し」の添付が必要かどうか検討中とのことですので、念のため「工事費見積書の写し」を添付してお申し込みください。

(URL) <http://www.how.or.jp/news/kojimitumorisyoryaku.html>

(本件に関する問合せ先)

(社)日本住宅建設産業協会 担当：水野・菊原・岩脇 電話：03-3511-0611